

## 改正

平成28年9月26日告示第84号

平成29年9月1日告示第67号

平成31年2月1日告示第10号

浦幌町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

**第1条** この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45に規定する地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

**第2条** 総合事業は、本町の被保険者等が要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、居宅要支援被保険者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とする。

(定義)

**第3条** この告示における用語は、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙。以下「通知」という。）に基づいて使用する用語の例による。

2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者 法第115条の45第1項の被保険者をいう。
- (2) 要支援者 法第9条第1号に規定する第1号被保険者のうち法第32条の規定により要支援認定を受けた者をいう。
- (3) 介護予防・生活支援サービス事業対象者（以下「事業対象者」という。） 65歳以上の者であつて、介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）様式第1の基本チェックリスト（別記様式第1号）の質問項目に対する回答が同告示様式第2に掲げるいずれかの基準に該当した者であつて、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況から、要介護状態等になることを予防するための援助を行う必要があると認められる者をいう。

(事業構成及び内容)

**第4条** 総合事業における事業の構成は次のとおりとし、当該各号の事業の内容、対象者等は別表第1に定めるとおりとする。

- (1) 介護予防・生活支援サービス事業（法第115条の45第1項第1号。以下「第1号事業」という。）
  - ア 訪問型サービス（第1号訪問事業）
  - イ 通所型サービス（第1号通所事業）
  - ウ その他生活支援サービス（第1号生活支援事業）
  - エ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

(2) 一般介護予防事業（法第115条の45第1項第2号）

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 一般介護予防事業評価事業

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

（実施方法）

**第5条** 町長は、総合事業を、通知別記1第2の1(1)ア(エ)①の(a)から(d)まで（一般介護予防事業にあつては、同①の(a)、(b)又は(d)に限る。）のいずれかにより行うものとする。

2 町長は、総合事業のうち介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスについては、指定事業者により実施する。

3 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第13条の規定により訪問型サービスに係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者が行う当該訪問型サービスは介護予防訪問介護相当サービスに、同条の規定により通所型サービスに係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者が行う当該通所型サービスは介護予防通所介護相当サービスにそれぞれ含まれるものとする。

（指定事業者により実施するときのサービス事業に要する費用の額）

**第6条** 総合事業を指定事業者により実施するときのサービス事業に要する費用の額は、別表第2に定める区分及びサービスの事業ごとの単位数に1単位の単価を乗じて算定するものとする。

（サービス事業支給費の支給）

**第7条** サービス事業支給費（法第115条の45の3第1項の第1号事業支給費をいう。以下同じ。）の額は、次に掲げるサービスの種類に応じ、それぞれ次に定める額とする。

(1) 介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービス 前条の規定によりサービスの事業ごとに算定されたサービス事業に要する費用の額の100分の90に相当する額

(2) 緩和した基準によるサービス 別に町長が定める額

2 法第59条の2第1項に規定する所得の額が同項の政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等（次項に規定する居宅要支援被保険者等を除く。）に係るサービス事業支給費について前項の規定を適用する場合においては、前項第1号中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

3 法第59条の2第2項に規定する所得の額が同項の政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係るサービス事業支給費について第1項の規定を適用する場合においては、第1項第1号中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

（支給限度額）

**第8条** 居宅要支援被保険者が総合事業を利用する場合の支給限度額は、法第55条第1項の規定により算定した額とする。

2 事業対象者が事業を利用する場合の支給限度額は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号）第2号イに規定する単位数により算定した額とする。ただし、町長が必要と認めた場合は、同第2号ロに規定する単位数により算定した額とすることができる。

3 前項の算定は、指定事業者が行う当該指定に係る事業について行う。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

**第9条** 町長は、介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスについて、通知別記1第2の1(1)ア(コ)及び(サ)の例により、同ア(コ)の高額介護予防サービス費相当事業及び同ア(サ)の高額医療合算介護予防サービス費相当事業(以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。)を行うものとする。

2 高額介護予防サービス費等相当事業における支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費等相当事業に関して必要な事項は、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第29条の2の2及び第29条の3の規定を準用する。

(第1号事業の利用の手続)

**第10条** 居宅要支援被保険者等は、第1号事業を利用しようとするとき(介護予防サービスを併せて利用しようとするときを含む。)は、浦幌町介護保険条例施行規則(平成12年浦幌町規則第16号)第17条の2の規定に基づき、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書に次に掲げる書類を添えて、町長に届け出なければならない。

(1) 基本チェックリスト

(2) 介護保険被保険者証

2 町長は、前項の届出をした者のうち、事業対象者に対し、当該者が事業対象者である旨、基本チェックリストの実施日等を被保険者証に記載し、これを返付するものとする。

3 第1項の届出は、居宅要支援被保険者等に代わって、当該者に対して第1号介護予防支援事業を行う地域包括支援センターが行うことができる。

(委託事業の利用の申請)

**第11条** 町長が法第115条の47第4項の規定により事業の実施を委託する場合(第1号介護予防支援事業を除く。)は、当該事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、浦幌町介護予防・日常生活支援総合事業利用申請書(別記様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 利用者基本情報(利用者の状況を把握するための基礎的な情報をいう。)に関する書類の写し

(2) 第1号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画又は介護予防サービス計画の写し

(委託事業の利用の決定)

**第12条** 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、事業の利用の承認又は不承認を決定し、浦幌町介護予防・日常生活支援総合事業利用決定(却下)通知書(別記様式第3号)により申請者へ通知するものとする。

(利用の中止等)

**第13条** 町長は、事業の利用者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用者の利用を一時停止し、又は中止させることができる。

(1) 健康状態に変化が見られ、当該事業を利用することが適切でないと認められるとき。

(2) 利用者の主治医に一時停止又は中止の指導を受けたとき。

(3) その他事業の利用を継続することができないと認められたとき。

(利用の変更等の届出)

**第14条** 利用者は、事業の利用を変更し、中止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ浦幌町介護予防・日常生活支援総合事業利用変更（中止・休止）届（別記様式第4号）により町長に届け出なければならない。

2 町長は、総合事業を委託している場合において、前項の届出があったときは、浦幌町介護予防・日常生活支援総合事業利用変更（中止・休止）通知書（別記様式第5号）により事業受託者に通知するものとする。

（利用者の遵守事項）

**第15条** 利用者は、事業の利用による健康被害を防止するために定期的に健康診断を受診するほか、自己の健康管理に努めなければならない。

2 利用者は、事業の利用にあたり、健康状態に変化があったときは、速やかに町長又は事業受託者に報告しなければならない。

（事業の評価）

**第16条** 事業受託者は、事業の実施に当たって、利用者ごとに事前及び事後の評価を行うものとする。

2 前項の評価の方法については、別に定めるところによる。

（事業受託者）

**第17条** 事業受託者は、当該事業に係る経費を他の事業にかかる経費と明確に区分しなければならない。

2 事業受託者は、委託を受けた事業により提供するサービス（以下「サービス」という。）について、実施月ごとに、町長が別に定める浦幌町介護予防・日常生活支援総合事業実施状況報告書により次に掲げる事項を町長に報告しなければならない。

（1） サービスの内容

（2） サービスの利用回数

（3） その他町長が別に指示する事項

3 事業受託者は、サービスの利用状況を明らかにできる書類のほか、経理に関する帳簿等必要な書類を備え付けなければならない。

4 受託事業者及び事業に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、浦幌町個人情報保護条例（平成13年浦幌町条例第20号）の趣旨に則り、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、事業を行うに当たり知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。事業受託者又は従事者でなくなった後においても、同様とする。

（関係機関との連携）

**第18条** 町長は、事業を実施するに当たり関係する機関との連携を図り、当該事業による効果が期待される対象者の早期発見に努めるほか、対象者に対する支援が円滑かつ効果的に行なわれるよう努めなければならない。

（その他）

**第19条** この告示に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

**第1条** この告示は、平成28年3月1日から施行する。

（経過措置）

**第2条** この告示の施行日において要支援者である者は、当該要支援認定の有効期間の終了した日の翌日又は第10条に掲げる届出をした日のいずれか遅い日から第1号事業の対象とする。

**附 則**（平成28年9月26日告示第84号）

この告示は、公表の日から施行し、平成28年9月20日から適用する。

**附 則**（平成29年9月1日告示第67号）

この告示は、公表の日から施行する。

**附 則**（平成31年2月1日告示第10号）

この告示は、公表の日から施行する。

**別表第1**（第4条関係）

1 介護予防・生活支援サービス事業

区分・個別事業名	事業の内容	対象者	備考
訪問型サービス			
介護予防訪問介護相当サービス	ホームヘルプ事業	事業対象者 要支援1・2	
通所型サービス			
介護予防通所介護相当サービス	デイサービス事業	事業対象者 要支援1・2	
通所型住民主体サービス	住民主体による支援事業	事業対象者 要支援1・2	補助 (通所型サービスB)
介護予防ケアマネジメント			
介護予防ケアマネジメント事業	介護予防及び日常生活支援を目的として、選択に基づき、予防サービス事業、生活支援サービスの利用に係るケアマネジメントを行う。	事業対象者 要支援1・2	地域包括支援センターにおいて行う。

2 一般介護予防事業

区分・個別事業名	事業の内容	対象者	備考
介護予防普及啓発事業			
いきいき元気教室	介護予防の普及啓発に資する運動、栄養、口腔等に係る介護予防教室を開催し、要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的とする。	被保険者	
地域まるごと元気アップ	介護予防の普及啓発に	被保険者	

プログラム	資する運動プログラムを開催し、筋力低下を防ぎ、運動機能の維持、あるいは低下を予防することを目的とする。		
-------	---	--	--

**別表第2**（第6条関係）

1 介護予防・生活支援サービス事業

区分・個別事業名	単位数	1単位の単価
訪問型サービス		
介護予防訪問介護相当サービス	通知別添1の1に定める単位数	10円
通所型サービス		
介護予防通所介護相当サービス	通知別添1の2に定める単位数	10円
介護予防ケアマネジメント		
介護予防ケアマネジメント事業	通知別添1の3に定める単位数	10円

別記様式第1号（第3条関係）

別記様式第2号（第11条関係）

別記様式第3号（第12条関係）

別記様式第4号（第14条関係）

別記様式第5号（第14条関係）